

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討調査等一式実施要領

1 事業の趣旨

未だ残るハンセン病に対する偏見差別について、現在の状況とこれをもたらした要因を分析・解明し、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行う「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」（以下「施策検討会」という。）の開催等を行うとともに、同会議の円滑な運営のため、国等のハンセン病に関する普及啓発の取組や人権啓発・教育に関する調査研究等を実施する。

2 事業の内容

未だ残るハンセン病に対する偏見差別の解消を図るため、以下の業務を行う。

(1) 施策検討会の開催及び議事運営

①基本的事項

別紙「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会運営要綱（案）」に基づき、施策検討会の開催・運営を行うこと。（頻度は調査研究の進捗によるが、オンラインによる開催を原則として年間10回（有識者会議6回、当事者市民部会4回）程度、1回2時間程度を予定）

開催案内を各委員及び関係省庁に通知すること。

②検討会委員の任命等

委員の候補者（厚生労働省が別途示す者。有識者会議10名以内、当事者市民部会20名以内とする。）に対して委嘱状を送付し、委員として任命する旨の通知を行うこと。

③その他運営事務

施策検討会に出席した委員に対し、謝金（座長22,700円、委員19,600円／回程度）及び旅費（国家公務員等の旅費に関する法律に準ずること。）を支払うこと。

オンライン開催については、「zoom」による接続とし、また、会議の様子をリアルタイムで一般公開（配信）すること、

座長等の判断により会場参集形式により開催する場合には、会場を霞ヶ関周辺に確保すること。（検討会委員、関係省庁担当者15名、報道関係者、一般傍聴者30名程度の計約70～80名定員の規模とする。）

施策検討会の議事録を作成すること。議事録は、厚生労働省ホームページの「ハンセン病に関する情報ページ」にリンク先を設けられるように、受託者のホームページに掲載し公開すること。

➤厚生労働省「ハンセン病に関する情報ページ」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

委員からの求めに応じて、施策検討会について事前説明を行うこと。

また、検討会の開催前に座長と事前打ち合わせを行うこと。事前打ち合わせは座長、受託者、厚生労働省健康局難病対策課担当者で2時間以内を予定している。その際にも座長には謝金及び旅費を支払うこと。

(2) 事務局機能

本事業における事務局機能を継続的に維持すること。

施策検討会での決定や求めに応じ調査・分析、資料収集及び報告書等のとりまとめを行う必要があることから、事務局として、調査・分析業務の知識・経験を有する常勤職員を1名以上確保するとともに、必要に応じて事務職員を配置すること。

(3) 調査研究等

施策検討会の求めに応じ、本事業に関する調査・分析、資料の収集、報告書のとりまとめ等を行う。

施策検討会における議論等を踏まえ、ハンセン病に関する偏見差別の現状や国等の行ってきた普及啓発の実績や評価に関する調査を行うこととし、ヒアリング等による調査に基づき分析した結果を、関連資料を付した上で、報告書として取りまとめを行うこと。

調査の内容及び実施方法は施策検討会における議論を踏まえ決定されるが、必要に応じ現地調査も行える体制を用意すること。

聞き取り調査を行うこととなった場合、調査方法や委員同席の要否、選定等については、座長及び厚生労働省に相談すること。

また、聞き取りに同席する委員に謝金（座長 22,700 円、委員 19,600 円／回程度を想定）及び旅費（国家公務員等の旅費に関する法律に準ずること。）を支払うこと。

その他調査実施に必要な経費（事務局職員の旅費、通信運搬費、印刷製本費等）を支払うこと。

3 事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 留意事項

受託者は、下記の項目について留意しなければならない。

(1) 事業内容及び議事内容は、再発防止検討会が非公開とする特段の事情がある場合を除き、個人のプライバシーの保護等に配慮しつつ、その所管にある関係書類を全て公開とする。

(2) 本事業により知り得た情報については、講演、著書等、本事業以外の活動において個人のプライバシーへの保護等に配慮し、再発防止検討会の範囲を超えて公にしないこと。

(3) (2) は、再発防止検討事業が終了した後も同様であること。

(4) 受託者は事業の実施に当たって委託者と緊密に連絡を取ることとし、疑義が生じた場合は委託者と協議すること。

(5) 委託事業実施計画書

受託者は委託者の定める様式に従い、契約締結時に委託者に対して委託事業実施計画書を提出するものとする。委託事業の実施に当たり計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときには、委託者に対してその旨届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。

(6) 事故等の報告

委託事業の実施に重大な影響を及ぼす事故その他重大な事件、人命に損傷を与える事故等が発生したときは、受託者は、臨機の措置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を委託者に報告することとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症予防対策について

施策検討会の開催や調査研究等における聞き取り調査等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に必要な措置（十分な規模の会場や聞き取り対象者との十分な距離の確保、オンラインの活用等）を講じること。

(8) 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- ① 委託者の承認なしに第三者に提供してはならないこと。
- ② 個人情報が記された資料を事業実施以外の目的で複製又は複製してはならないこと。作業の必要上、複製又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- ③ 個人情報が記された資料は、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存するものとし、保存期間経過後、適切な方法で破棄すること。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示によること。
- ④ 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止及び復旧等のために必要な措置を講ずること。

(9) 再委託

- ① 受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- ② 受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う事務又は事業の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。また、受託事務又は事業の一部を再委託する場合は、受託契約金額に占める割合は、原則2分の1未満とすること。
- ③ 再委託に関する内容に変更が生じた場合には、受託者は「再委託に係る変更承

認申請書」を支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。

- ④ 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う事務又は事業の範囲を記載した「履行体制図」を支出負担行為担当官に提出し、履行体制の把握に努めること。
- ⑤ 受託者は、秘密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、支出負担行為担当官に提出し、承認を受けること。
- ⑥ なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(10) 業務の引継ぎ

- ① 受託者は、次年度の本事業受託者に対し引継ぎを行うこと。
- ② 引継ぎに要する経費は、両受託者の負担とする。

5 成果物

本事業完了後、以下の成果物を納品すること。

- ①委員会開催経過、調査結果等をまとめた報告書 100 部（A4 サイズ、1 色刷り、簡易製本）（施策検討会委員へ 1 部ずつ送付する分も含む。）
- ②報告書の原稿、調査結果データ等は、電子媒体（CD-ROM 等）でも 1 部提出すること。

納入期限は令和 5 年 3 月 3 1 日とする。

6 その他

- (1) 事業の実施によって得られるすべてに係る著作権、その他の諸権利は厚生労働省に帰属するものであること。
- (2) 本実施要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、厚生労働省担当者と速やかに協議を行うものとする。

ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会運営要綱

(目的)

第1条 ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会（以下「検討会」という。）は、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として設置する。

(有識者会議等の設置)

第2条 検討会は、有識者会議及び当事者市民部会で構成する。

2 有識者会議においては、目的に沿った検討を行うほか、当事者市民部会の報告を受けて全体的な報告書の作成を行う。

3 当事者市民部会においては、主として、これまでの施策の評価及び提言の検討を行う。

(構成)

第3条 有識者会議の委員は、学識経験者（歴史学者、社会学者、法律家、人権教育の専門家、学校関係者等）及びハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護士連絡会の10名程度で構成し、委託先の長が選任する。

2 当事者市民部会の委員は、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、ハンセン病関係市民団体及び有識者会議の当事者市民部会担当の20名以内で構成し、委託先の長が選任する。

(座長及び委員長)

第4条 検討会に座長をおく。座長は、有識者会議の委員の互選による。

2 有識者会議に委員長をおくことができる。委員長は、検討会の座長が兼任する。

3 当事者市民部会に委員長をおくことができる。委員長は、当事者市民部会の委員の互選による。

(有識者会議及び当事者市民部会の活動)

第5条 有識者会議は、第1条の趣旨に基づき、基本的な検討課題を整理して現状把握、要因分析等を行うとともに、当事者市民部会からの報告等を踏まえ、当該課題について審議した上、報告書を作成する。

2 当事者市民部会は、当事者、市民団体としての視点から、国のこれまでの啓発活動の評価を行うとともに、今後の啓発活動の在り方への提言を行い、有識者会議に報告する。

3 有識者会議において作成された報告書を検討会の報告書とし、「ハンセン病に係る偏

見差別の解消に向けた協議の場」へ提出する。

(資料開示)

第6条 厚生労働省、法務省および文部科学省は、検討会から求めがあった場合、個人のプライバシー保護等に配慮しつつ、その保存する関係資料を原則としてすべて検討会に対し開示する。

(会議の公開)

第7条 検討会は公開する。また、検討会の議事録は毎回作成し、内容を出席者が確認した上、公開する。

2 前項の規定にかかわらず、座長は、個人に関する情報を保護する必要がある場合、公開することにより、出席者間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合、その他座長が必要と認める場合は、有識者会議の意見を聞いた上で、検討会および議事録の全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の運営事務は、委託先が行う。